

1 開催日時 令和4年7月28日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時20分 2 開催場所 尾張旭市役所 2階 201会議室 3 出席委員 柴田 幸正、新井 亨、菅井 径世 3名 4 欠席委員 辻 佳世子、長谷川 元洋 2名 5 傍聴者 なし 6 出席した事務局職員 総務部主幹 杉浦 敬典、総務課長補佐兼法務文書係長 林 幹人、 総務課法務文書係主査 中村 拓哉 7 議題 (1) 会長及び会長の職務代理の選出について (2) 諮問第1号 公文書の一部公開決定処分に対する調査審議 8 会議の要旨 次のとおり	
事務局 (主幹)	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 本日は、辻委員及び長谷川委員が欠席でございます。 なお、審査会条例第7条第2項の定足数は満たしておりますので、有効に成立しております。 審査会条例第7条第1項に、審査会の会議は、会長がその議長になる旨が規定されておりますが、現在、会長が不在となっておりますので、会長が選出されるまでの間につきましては、事務局が議事の進行を務めさせていただきます。 また、本日の会議は、議題2を除き、公開で行います。 なお、会議終了後は、議題2の部分を除き、会議録を公開とすることについて提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり) では、これより議事に入ります。

事務局 (主幹)	次第のとおり、本日の議題は、「会長及び会長の職務代理の選出について」、「諮問第1号 公文書の一部公開決定処分に対する調査審議」の2件です。 それでは、「会長及び会長の職務代理の選出について」でございます。審査会条例第6条第1項の規定により、会長は委員の皆様の互選で選出していただくことになります。 なお、選出に当たり、本日御欠席の辻委員から、意見書の提出をいただきましたので、代読いたします。 「尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会の会長の選出に当たり、前会長の柴田幸正委員を会長に推薦します。令和4年7月25日 尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会委員 弁護士 辻佳世子」 柴田委員に会長をお願いしたいとの推薦の御意見でございましたが、このほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。 (意見なし) では、柴田委員に会長をお願いすることに、御異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり) それでは、柴田委員に会長をお願いしたいと存じます。 ここから先は柴田委員に議事の進行をお願いします。
柴田会長	(会長就任挨拶) 議事を進めさせていただきます。次に会長の職務代理の選出についてですが、審査会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理することとなっています。前期に引き続き、辻委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 次に、「諮問第1号 公文書の一部公開決定処分に対する調査

令和4年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

	審議」を議題とします。この議題につきましては、審査会条例第2条第1項第1号に基づく審査請求の調査審議のため、審査会条例第12条及び審査会運営要領第2条第3項により、非公開とします。
	(以降、非公開)